

平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）交付規程

平成 30 年 5 月 18 日 第 180501 号
一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会制定

（通則）

第 1 条 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）交付要綱（平成23年4月13日付け環政経発第110413002号。以下「交付要綱」という。）及びエコリース促進事業費補助金事業実施要領（平成23年4月13日付け環政経発第110413003号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この規程は、交付要綱第 14 条の規定に基づき、一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第 2 条の目的の達成に資することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「低炭素機器」とは、実施要領別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たすものをいう。
ただし、家庭（個人）については、補助対象となる機器は「太陽光発電設備」、「風力発電装置」、「水力発電設備」、「太陽熱利用装置」、「地中熱利用設備」及び「燃料電池設備」に限定する。
- 二 「指定リース事業者」とは、環境大臣が補助事業に参加する上で一定の要件を満たすと認め、指定したリース事業者をいう。
- 三 「リース契約」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。
 - イ リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
 - ロ ファイナンスリース取引であること。
 - ハ 対価が低炭素機器の取得価額、利子、固定資産税等、損害保険料、残価設定する場合の残価額及び手数料の額等の合計額となる契約であること。
 - ニ リース契約のうち、補助の対象となる低炭素機器に係るリース料の総額が、65万円以上2億円以下であること。
 - ホ リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であって、リース期間が3年以上の契約であること。

- ヘ リース料支払い期間中において1年間に4回以上の均等分割払いとなっている契約であって、リース料支払期間が3年以上の契約であること。
 - ト 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
 - チ 日本国内に低炭素機器を設置する契約であること。
 - リ 中古品の低炭素機器をリースする契約でないこと。
 - ヌ 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと。
 - ル 日本円建ての契約であること。
 - ヲ 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。
- 四 「リース先」とは、指定リース事業者から低炭素機器をリースにより導入する者をいい、家庭（個人）、個人事業主又は中小企業とする。
- 中小企業とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。
- イ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
 - ロ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの。

（交付の対象）

- 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、別表第1の第1欄に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協議会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、指定リース事業者とする。
 - 3 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

（交付額の算定方法）

- 第5条 この補助金の交付額は、別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費に、第3欄に掲げた補助率を乗じた金額（ただし、算出された額は1円未満を切り捨てるものとする。）とする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金申込と申込受理通知)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リース先と低炭素機器についてリース契約を締結する前に、様式第1による補助金申込書を協議会に提出しなければならない。

- 2 協議会は、前項の規定により提出された補助金申込の確認を行い、様式第2により、補助金申込受理通知書を申請者に送付するものとする。
- 3 協議会は、前項の補助金申込受理通知書の送付に際して、必要に応じて条件を付すことができるものとする。
- 4 申請者は、補助金申込書提出後又は補助金申込受理通知書の受理後、申込内容に変更が生じた場合は、様式第3-1により、補助金申込内容変更申請書を協議会に提出し、様式第3-2による補助金申込内容変更受理通知書を受理しなければならない。
- 5 申請者は、補助金申込書提出後又は補助金申込受理通知書の受理後、申込を取り下げようとする場合は、様式第4により、補助金申込取下げ書を協議会に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、前条第2項の規定による補助金申込受理通知書又は前条第4項の規定による補助金申込内容変更受理通知書を受理した後、当該補助金申込受理通知書又は補助金申込内容変更受理通知書に係る低炭素機器（以下「補助対象機器」という。）についてリース先とリース契約を締結したときは、遅滞無く様式第5により、補助金交付申請書及び次の各号に掲げる書面を協議会に提出しなければならない。

- 一 リース契約書の写し
- 二 特約又は覚書等の写し
- 三 補助対象機器の見積書、注文請書又は売買契約書のいずれか一の写し
- 四 エコリース促進事業利用申込書の写し（導入機器の基準適合チェックシート
の写し及び導入機器の基準適合確認の際に使用した資料の写しを添付すること）
- 五 補助金対象外費用を含むリース契約の場合にあっては、補助金対象外費用の計算書及び計算根拠となる資料の写し
- 六 自主残価の設定を行う場合は、その金額と算出根拠となる資料の写し
- 七 岩手県、宮城県又は福島県（以下「東北三県」という。）のいずれかに本店所在地を有する法人をリース先として締結されるリース契約の場合にあっては、商業登記簿謄本の写し。ただし、東北三県のいずれかに低炭素機器を設置するためのリース契約の場合を除く。
- 八 東北三県のいずれかに住民票に記載された住所を有する個人（個人事業主を含む。以下同じ。）をリース先として締結されるリース契約の場合にあっては、住民票又は印鑑証明書のいずれか一の写し。ただし、東北三県のいずれかに低炭素機器を設置するためのリース契約の場合を除く。

- 2 前項の申請は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。
 - 一 低炭素機器に係る申請であること。
 - 二 申請は、個別のリース契約ごとに行われていること。
 - 三 補助対象機器の設置が平成 31 年 3 月 15 日までに原則完了する見込みであること。
 - 四 国の他の補助金等と重複して申請していないこと。

(専ら産業の用に供される低炭素機器以外の低炭素機器に係る優先的補助金交付申請受付金額枠)

第 7 条の 2 協議会は、専ら産業の用に供される低炭素機器以外の低炭素機器の普及を積極的に促進する観点から、補助事業の開始の日から起算して三月を経過する日までの間、当該低炭素機器に係る前条第 1 項の補助金交付申請を優先的に受け付ける金額枠（次項において「優先的補助金交付申請受付金額枠」という。）として 5 億円の優先金額枠を設定するものとする。

- 2 協議会は、優先的補助金交付申請受付金額枠の実施期間において受け付けることができる専ら産業の用に供される低炭素機器に係る前条第 1 項の補助金の交付申請は、事業予算から 5 億円を差し引いた金額の範囲内とする。

(交付申請の上限件数)

第 7 条の 3 申請者は、1 つのリース先について 10 件を超える交付申請を行ってはならないものとする。

(交付の決定等)

第 8 条 協議会は、第 7 条第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、様式第 6-1 による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、協議会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 協議会は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付することができるものとする。
- 3 協議会は、補助金の交付が適当でないとき、様式第 7 により、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 9 条 申請者は、前条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に様式第 8 による補助金交付申請取下げ書を協議会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第9-1による補助金交付決定内容変更申請書を協議会に提出し、様式第9-2による補助金交付決定内容変更承認書により承認を受けなければならない。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 協議会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 二 協議会は国の施策に基づき低炭素機器の普及促進を図るため、必要な範囲において指定リース事業者に対して低炭素機器の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。
- 三 指定リース事業者は、協議会が必要な範囲内において調査やデータ提供等を依頼した場合は、これに協力しなければならない。

(実施状況報告)

第12条 補助事業者は、協議会が必要と認めて要求したときは、様式第10による実施状況報告書を協議会が要求する期日までに提出しなければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第13条 協議会は、前条の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、交付決定の通知を受けたリース契約に係る補助対象機器の設置が完了したとき（第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けたリース契約の一部を中止又は廃止した場合を含む。）は、完了の日（リース契約の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日後の日又は平成31年3月18日のいずれか早い日までに、様式第11により、実績報告書及び当該補助対象機器の設置に係る借受証、検収調書又はこれに類する書類の写しを協議会に提出しなければならない。

2 指定リース事業者は、交付申請の際に平成31年3月15日までに補助対象機器の設置完了を予定していたリース契約について、当該期日までに補助対象機器の設置を完了す

ることができないと見込まれる場合には、平成 31 年 2 月末までに様式第 12 により、年度末実績報告遅延書を協議会に提出しなければならない。

ただし、延長できる期限は、実績報告の締切日（平成 31 年 3 月 18 日）の前日までとする。

- 3 前 2 項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 15 条 協議会は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 3 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 13 による額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 協議会は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第 16 条 協議会は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、環境大臣から当該事業に係る補助金の交付を受けたときは、当該確定金額を補助金請求金額として、補助事業者へ遅延なく補助金を支払うものとする。

- 2 指定リース事業者は補助金の交付を受けるに当たり、様式第 14 により、指定リース事業者として選定された時点で補助金振込先指定口座届出書を協議会に提出することとし、協議会は、前項の規定により指定リース事業者へ補助金の支払いをするときは、当該補助金振込先口座届出書に記載された支払先に補助金額を振り込むものとする。

（交付決定の取消し等）

第 17 条 協議会は、第 18 条第 1 項による報告があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等又は本規程に基づく協議会の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 第 8 条第 1 項の規定による交付決定を受けたリース契約が第 3 条第 3 号の要件を満たさなくなった場合。
- 五 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部

又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 前項の規定は、第 15 条に規定する補助金の額の確定があつた後においても適用する。
- 3 協議会は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、様式第 15 による補助金交付決定取消通知書により、速やかに指定リース事業者に通知するものとする。
- 4 協議会は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第 16 による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- 5 協議会は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 6 指定リース事業者は、第 4 項の補助金の返還命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 前項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

（契約変更届の提出）

第 18 条 指定リース事業者は、第 8 条第 1 項の規定による交付決定を受けたリース契約が第 3 条第 3 号の要件を満たさなくなる場合又はリース先との間で合意によりリース契約を解約する場合若しくはリース先がリース契約の期限の利益を喪失する場合若しくはその他の事由により第 8 条第 1 項の規定により交付決定を受けたリース契約の内容が変更になる場合には、様式第 17 により、速やかに協議会にリース契約変更届を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第 19 条 指定リース事業者は、第 8 条第 1 項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（書類等の保存義務等）

第 20 条 指定リース事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区別し、第 8 条第 1 項の規定による交付決定を受けたリース契約に係るリース契約関係書類（リース契約書、特約又は覚書、及び借受証、検収調書又はこれに類する書類）をリース期間が満了するまで保存しなければならない。

（秘密の保持）

第 21 条 協議会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協議会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（その他）

第 22 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協

議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 補助率
エコリース促進事業	補助事業を行うために必要な費用であつて別表第2に掲げる経費	実施要領3(2)に規定する補助率とする。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
低炭素機器 リース導入 費			低炭素機器のリース契約による導入に必要なリース経費の総額（リース契約に含まれる範囲内において据付費用も含む。ただし、据付費用の金額は機器本体価格（引取運賃、購入手数料等の購入に要した費用を含む）を上限とする。）。